



福祉だより

室蘭社協ホームページ <http://www.muroran-shakyo.jp>

No.135

平成23年2月発行

編集・発行
社会福祉法人
室蘭市社会福祉協議会
室蘭市本町2丁目2番11号
TEL 22-1858
FAX 22-1860
【メールアドレス】
info@muroran-shakyo.jp



社協の福祉サービス特集号

平成22年度版



むろらん社協 平成23年の基本方針決定！

- チーム・ザ・社協の行動力で互助社会の構築を目指す
- 福祉団体・ボランティア団体との連携で福祉の問題解決を目指す
- 市民力を福祉に活かすコーディネートの実行

..... 第4期 地域福祉実践計画 策定まぢか

市民の皆さんから寄せられたアンケート結果の反映も基本に、むろらん社協の今後5年間の実践計画を策定中です。お困り度合いの高かった「雪かき」は、何はともあれ先行試行に着手です。結果を踏まえ地域拡大したいものです。成否の鍵は百の批評より地域の皆さんの実行。地域力結集の道しるべ、それが実践計画です。

むろらん社協は、“ふれあうところのかけ橋”をモットーに地域支えあいを進めています。

むろらん社協は、市や国・道の福祉施策では対応が困難な室蘭市民を対象に、いづれかでも手助けをとの思いで福祉サービスを実施している民間団体です。その資金や物資は、寄付金や町会を通じ1世帯年間100円の納付を依頼している社協会費と、赤い羽根共同募金からの社協への助成金、それに市からの事業補助・委託金、オムツや清拭布などの市民からの物品寄付、民生委員や福祉委員・ボランティア団体などによるマンパワー奉仕など、すべて市民の支えあいで成立っています。なお、寄せられた貴重な会費・募金を職員給与費で消費しないよう、室蘭市から人件費のサポートも受けています。

お困りごとが起きたら

1 相談

○心配ごと相談

暮らしの中の心配ごと、悩みごとがありましたらご相談ください。
平日8:45~17:15

なお、週2日（月・金）午前10~午後3時は専門相談員がご相談をお聞きします
※市役所も各種相談窓口を設置しています。（下記は主な相談窓口）

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ①高齢関係：「包括支援センター」 | 【市が委託】 市内4箇所 |
| ②身体・知的障がい関係：「相談支援室げんせん」 | 【市が委託】 24-7070 |
| ③精神障がい関係：「西いぶり地域生活支援センター」 | 【市が委託】 86-0707 |
| ④消費生活関係：「消費生活センター」 | 【本庁1F】 25-3100 |
| ⑤その他全般：「市民相談室」 | 【本庁1F】 25-2703 |



2 資金貸付

○生活福祉資金貸付の申請窓口(北海道社会福祉協議会事業)

就労活動中の家計支援を目的に、国の財源による都道府県社協取扱の貸付制度です。教育、住宅、緊急小口など、用途ごとに貸付要件や上限額、手続きが異なります。詳細は問合せ下さい。

道社協への申請のお手伝いをしますが、道社協では書類完備申請後、審査、判定などで貸付まで2~3ヶ月（緊急小口は1週間）程度要します。

○福祉資金貸付

むろ社協独自の貸付制度。一時的困窮で返済が確実な場合の小口貸付です。詳細は問合せ下さい。

貸付上限3万円（内容により最大5万円）、無利子、一括又は最長10ヶ月間の返済ができます。

※返済滞納者が多い現状のため、市税滞納無しなどの要件クリアに加え、連帯保証人、印鑑証明など手続きが必要です。書類完備の場合は、申請後3日程度で貸付をします。

在宅のねたきり・障がい者を支援

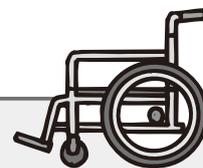
3 貸出・支給

☆車椅子貸出

車椅子を無料で貸出します。

対象：長期・短期を問わず移動困難なため車椅子を必要とする市民

貸出期間4ヶ月（継続更新可能）※歩行補助器等はありません 申請：認印 その場で貸与



☆紙おむつ支給

おむつ（主に平おむつ。品目の見直しを検討中）を無料で支給します。

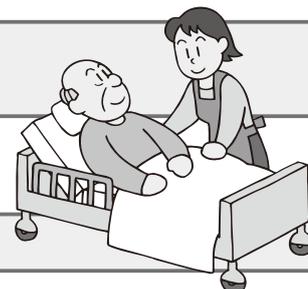
対象：要介護4以上の在宅者（市の家庭介護用品支給対象者は除く）

月30枚程度 申請：介護保険証・認印 その場で配布

☆清拭布支給

在宅生活・施設入所等で清拭布の必要な方に無料で支給します。

月200~300枚程度 申請：認印 その場で配布



※お願い 上記☆印の3サービス実施のため、家庭・施設等で不要となった対象品や材料など、ぜひご寄贈下さい。

4 日常生活支援(市からの補助事業)

○布団の乾燥・洗濯のサービス

ねたきりで以下に該当の方の寝具を無料で乾燥・洗濯します。

対象：①要介護4以上の高齢者 ②体幹・下肢障害2級以上

乾燥：2ヶ月に1回、洗濯：半年に1回

申請：介護保険証または障害手帳、認印



○自動消火器・火災警報器設置

火災での被災を最小限にするため、自動消火器または火災警報器を無料で設置します。

(器具取替・移設・撤去、電池交換は利用者負担)

対象：以下に該当の方が在宅する世帯

①要介護4以上のねたきり高齢者 ②体幹・下肢・視覚障害1級(聴覚障害2級)の手帳交付者・児
③要介護1以上で火災発生時の避難が著しく困難なひとり暮らし高齢者

申請：介護保険証または障害手帳、認印

○聴覚障害者等ファックス購入助成

日常生活に必要なファックスの購入費用の一部を助成します。(要事前申請)

対象：以下に該当の方が在宅する世帯

①聴覚障害 ②音声・言語機能障害 いずれも4級以上の手帳交付者・児

助成額：消費税・工事費を除く機器本体価格の3分の2(4万円限度)

申請：障害手帳、認印 ※購入後の申請は助成不可



ひとり暮らし高齢者等への支援

5 見守り・声かけ

○訪問サービス

社協負担で乳酸菌飲料を毎日宅配し、異変をキャッチしたら、近隣協力員や民生委員に連絡し対処します。

対象：おおむね65歳以上のひとり暮らし、またはねたきり高齢者で、民生委員が必要と判断した世帯(親族や近隣住民との交流により安否確認可能な方を除く)

○オジャマコール

閉じこもりがちな高齢者に定期的に電話をかけ、安否確認のほか、各種相談・必要な機関への橋渡しなどを行います。民生委員の中のボランティアが毎週火～木の午後2時間奉仕

対象：ひとり暮らしで閉じこもりがちや虚弱な高齢者などで、民生委員が必要と判断した世帯

○たすけあいチーム(「愛の一声運動」を含む)

要支援者ごとに、地域の民生委員・福祉委員・近隣協力者でチームを編成し、声かけなど安否確認や相談・支援を行います。

対象：訪問サービス、緊急通報システム(市事業)の利用者のほか、民生委員が必要と判断した方、本人や家族・関係機関等から要請があった方

○ふれあい昼食会(地区社協事業への支援)

年1回昼食会にひとり暮らしの高齢者を招待し、唄・ゲームなど楽しいひと時を過ごしていただきます。市内12の地区社協ごとに企画・実施しています。

対象：70歳以上のひとり暮らし高齢者(または配偶者の長期入院などで実質的に同様状態の方)

※対象者への案内は、民生委員による日常の調査活動で得られた情報を活用しますが、調査時不在、長期入院、調査拒否などの理由でまれに把握できない場合があります。心当たりの方は、事前に地区の民生委員にお問い合わせ下さい。

健やか生活への支援

6 元気高齢者への支援

○ふれあい市民農園区画貸付(市からの受託事業)

高齢者が野菜や花づくりを通じた健康づくりや生きがい作りを支援します。

募集：毎年2月(要領などは広報むろらん2月号掲載)

応募者多数の場合は抽選

対象：市民(65歳以上の高齢者が優先になります)

貸付期間：1年間(65歳以上に限り2回更新可)

年間料金：100㎡=2,500円、50㎡=1,250円



○高齢者向け講座(地区社協事業への支援)

年1回程度、健康・防犯など高齢者の安心生活にお役立ちの講座などを、市内12の地区社協ごとに企画・実施しています。

対象：年齢や参加予約の有無など、地区により異なります。

7 サロン事業の開設を支援

○高齢者サロン

閉じこもり防止、生きがい作りや健康増進を目的とした“高齢者の交流の場”の開設経費を支援しています。(現在、市内3箇所で開催)

- 港町会館(毎月第2・第4火曜日 第2地区民児協運営)
- 日の出2丁目中央町会館(毎月第4金曜日 第7地区民児協運営)
- 陣屋町会館(不定期 第12地区社協運営)

○子育てサロン

子育て不安解消、リフレッシュなどを目的とした“親子の交流の場”の開設経費を支援しています。(現在、市内3箇所で開催)

- 常盤町会館(毎月第1・第2月曜日 第2地区民児協運営)
- 寿町会館(毎月第2・第4火曜日 第7地区民児協運営)
- 八丁平第一町会館(毎月第2火曜日 第8地区社協運営)

※サロン事業の開設時間はいずれも原則10～12時
参加等のお問合せは、各運営者へ。



被災など困窮等への支援

8 援護・見舞金等支給

○火災見舞金

火災被害の世帯のうち、市の見舞金支給の該当にならなかった世帯に2万円を支給します。

○災害見舞金(北海道共同募金委員会事業)

自然災害や火災等の被害に遭われた世帯に、被害の程度に応じ1～2万円を支給します。

○災害緊急セット支給(日本赤十字社事業)

自然災害や火災被害に遭われた世帯で、必要な方に毛布と生活緊急セットを支給します。

※いずれも防災機関の調査を基に現場調査を行ない、支給可否を判断します。
(本人の故意・重大過失、災害救助法適用時は除外)

○交通遺児援護金

対象：交通事故により生計中心者を失った18歳未満の遺児（同居に限る）を現に養育する保護者（市外転出、母が婚姻、他家の養子となった場合などは除外）に支給します。

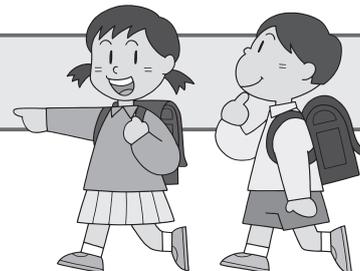
支給額：児童1人につき年額2万円

※毎年12月1日現在で該当遺児家庭からの新規または継続の申請に基づき、12月中旬に支給します。事故に遭われた方には、警察署を通じて制度案内のチラシを配布しています。新規該当の場合のご連絡下さい。

○愛の入学プレゼント

対象：生活困窮世帯（生活保護世帯を除く保護相当程度）児童の小学校または中学校入学時に1人につき5千円を支給します。

※所得状況などの情報が得られない中で、対象世帯の公平把握は不可能ですが、地元民生委員が日常活動の中で得られた判断を拠り所に該当世帯を訪問し、同意を得て支給します。



ボランティアによる地域づくり

9 ボランティアの育成・支援

○ボランティアセンター設置

ボランティア活動をしたい、ボランティアが欲しいなどの相談、活動の普及・支援・調整をします。また、各種ボランティア団体の活動拠点にもなっています。お気軽に相談下さい。

専任コーディネーター相談日 毎週月・水・金曜日 10時～15時



○ボランティア活動費補助(市からの補助事業)

ボランティアの育成・促進を目的に、団体活動費の不足の一部を支援します。

対象：ボランティアセンターの登録団体であって、「室蘭市ボランティア連絡会」に加入し、現に活動している団体

補助額：団体運営の不足額を上限に、社協予算の範囲の一定額

申請：補助年度の前年末までに必要書類を添えて申請

○ボランティア活動・行事用保険の受付事務

地域福祉行事でのケガや主催者の賠償責任補償保険と、ボランティア活動中の事故・ケガや賠償責任補償保険の2種類があります。いずれも全国社会福祉協議会が一括して損保会社と締結するボランティア保険です。むろらん社協で受付ます。

掛金・保険金等の詳細パンフレットがありますのでお問い合わせ下さい。

※社協が行う事業には社協が掛金を負担し加入していますので、参加者がケガの場合など保険の対象になります。該当の場合は速やかにご連絡下さい。

◆リサイクル活動の取組み

「室蘭市ボランティア連絡会」ではリサイクル回収を行っているほか、学校への普及活動などにも取り組んでいます。ぜひご協力下さい。

回収品目：①ペットボトルのキャップ ②空き缶のプルタブ ③使用済み切手
④インクジェット・カートリッジ（再生品不可）



むろらん社協の職員

(平成23年2月現在)

| | | | |
|---------------------|--------|----------|---------------------|
| 会 長 | 大久保 昇 | 非常勤・無報酬 | |
| 副 会 長 | 小林 昌樹 | 非常勤・無報酬 | 民生委員所属 |
| ／ | 菅原 美智子 | 非常勤・無報酬 | 障害者スポーツ協会所属 |
| 常務理事(事務局長・事業課長事務取扱) | 田中 洋一 | 常勤 嘱託 | 事務局統括、福祉資金貸付、市民農園 他 |
| 事業課係長 | 池田 真人 | 常勤 正職員 | 本部総務 |
| 主 事 | 熊谷 雄公 | 常勤 正職員 | 地域福祉、ボランティア、共同募金 他 |
| 主 事 | 工藤 義仁 | 常勤 正職員 | 経理、施設管理、日赤 他 |
| | 吉田 孝二 | 常勤 再任用嘱託 | 社協会費、市補助事業 他 |
| | 池戸 武男 | 常勤 再任用嘱託 | 民生委員、生活福祉資金貸付、車椅子 他 |
| | 八幡 奈津子 | 常勤 嘱託 | 老人クラブ、寄付、オムツ・清拭布、他 |
| | 西尾 直紀 | 常勤 嘱託 | (生活福祉貸付事務臨時配置) |
| 心配ごと相談員 | 益 子 博 | 非常勤・無報酬 | |
| ボランティアコーディネーター | 京 極 敏 | 非常勤・無報酬 | |

社協Q&A

○「社会福祉協議会」は市役所の「福祉事務所」と違うの？

「福祉事務所」は全国の自治体の役所組織内に設置を法定された行政機関。法律や制度に基づき、生活保護の決定や保育所入所など主に公的な制度福祉を担当し、役所の職員・予算で実施します。一方、「社会福祉協議会」は全国の自治体管内ごとに設置を法定された民間の社会福祉法人です。お困りごとを住民互助で支える地域福祉を担当します(P2 冒頭参照)。この両者が緊密に連携する福祉向上の両輪となることが求められています。

○「民生委員」と「福祉委員」は違うの？

「民生委員」(“民生児童委員”と“主任児童委員”の通称)は、町会等地域→市→道の推薦で国から委嘱され3年任期(非常勤特別職の地方公務員相当)。交通費など実費のほかは無報酬。受持区域内の要支援者の調査・相談・支援・関係機関への橋渡しなどの職務遂行に公的責任を持つ一番身近な福祉窓口。市内定員 256 人。

一方「福祉委員」は、むろらん社協の独自組織で、民生委員だけでは手が回らない要支援者への見守りや福祉行事などの実行担い手となる無償ボランティア。社協が委嘱(民生委員全員にも委嘱)し、現在700人余の登録があります。

社協の普通・特別会員を募集しています

みなさんから寄せられた会費は、高齢者、障がい者、児童母子福祉、生活困窮者など、幅広く地域福祉活動のために活用しております。ぜひ、多くの方々に会員加入のご協力をお願いいたします。

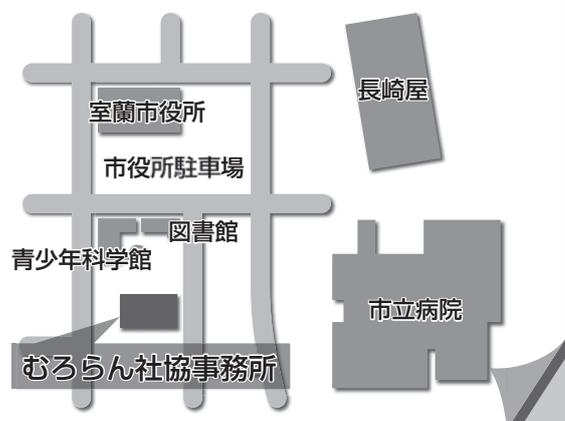
| (普通会員) | (年会費) | |
|--------|----------------------|----------|
| 町会・自治会 | 1世帯 | 100円 |
| 社会福祉施設 | 1施設 | 3,000円以上 |
| 社会福祉団体 | 1団体 | 1,000円以上 |
| (特別会員) | | |
| 法人等 | 1法人 | 3,000円以上 |
| 個人 | 500円・1,000円・2,000円以上 | |
| 団体 | 1団体 | 3,000円以上 |

むろらん社協事務所案内図

室蘭市本町2-2-11 電話：22-1858

FAX：22-1860

メールアドレス：info@muroran-shakyo.jp



「福祉だより」は、みなさんからの「社協会費」と「赤い羽根共同募金」の助成で発行しています。